

防衛省の移転措置事業に関する事業用資産の買換え についての課税の特例についてのお知らせ

移転措置事業の概要

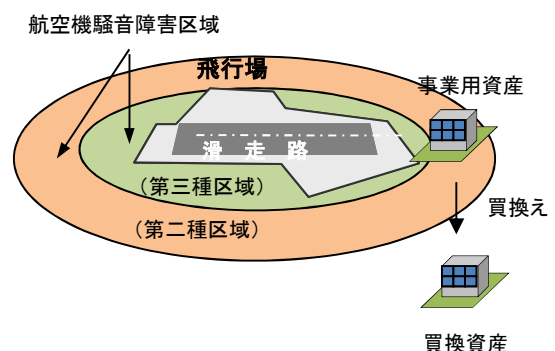
防衛省は、移転措置事業として、「防衛施設周辺的生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）」第5条に基づき、自衛隊等が使用する飛行場等の周辺地域において、航空機の音響に起因する障害が特に著しい第二種区域[※]（航空機騒音障害区域）を指定し、その区域が指定されたときに現に所在する建物や土地の所有者からの申し出を受けて、移転の補償等を実施しています。

※ 第二種区域は、第三種区域を含みます。

事業用資産の買換えについての課税の特例の内容

当省の移転措置事業に関する**事業用資産の買換えの場合の譲渡所得の課税の特例の適用期限が延長され、個人(所得税)は平成32年12月31日まで、法人(法人税)は平成32年3月31日までとなりました。**

- 防衛施設周辺の航空機騒音障害区域に所有する事業用資産を譲渡し、航空機騒音障害区域外の資産と買換える場合の譲渡所得の課税の特例
- 譲渡所得について、資産の譲渡による収入金額が買換資産の取得価額以下のときは、その収入金額の80%を超える金額に対して所得税が課税されるなどの特例



お問い合わせ先

沖縄防衛局企画部住宅防音課移転措置係（電話：098-921-8150）
（内線294・295）